

入間市体育施設における**対外試合**等の開催に関する ガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市内体育施設で**対外試合**※を行う場合に、施設使用者にご遵守いただきたい事項について示したものです。なお、本ガイドラインについては、国（厚生労働省、スポーツ庁等）及び埼玉県の方針や、入間市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の方針等に基づき、適宜見直しを行うものとしします。

※「対外試合」とは、予約を行った団体以外に、他のチームを招いて実施する試合、合同練習、教室等を指します。特定の運営母体の主催による試合やイベント等は「大会・イベント等の開催に関するガイドライン」の対象となりますので、ご注意ください。

1. 開催における条件について

- (1) 原則として参加者の在住エリアは制限しません。
ただし、直近で感染拡大による緊急事態宣言及びまん延防止等の指定区域からの参加者については、参加自粛をお願いします。
- (2) 来場は必要最小限の人数（選手、監督、運営スタッフ、引率者、観客等含む）とするよう配慮してください。
- (3) 屋内施設では、選手・運営スタッフ・関係者等の来場する人数の合計が、施設の収容定員の2分の1を超えない範囲としてください。
- (4) 当日の参加団体全員（監督、コーチ、付き添い含む）の、氏名・体温・健康状態を確認し「新型コロナウイルス感染防止対策チェックリスト（対外試合用）」に記入の上、各館の窓口や管理棟に提出をお願いします。なお、参加団体への事前周知と用紙の取りまとめは、予約団体の責任により行ってください。

2. その他

- (1) 本ガイドライン及びチェックリストに明記している項目の他、各体育施設で定める使用上のガイドラインやルールに従ってください。
- (2) 各競技種目の上位団体が個別に策定しているガイドラインがある場合には、それらを踏まえた上で実施をお願いします。
- (3) 参加団体から使用後2週間以内に、新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合、または検査中の方がいる場合には、速やかに施設管理者へ報告してください。
- (4) 国（厚生労働省、スポーツ庁等）及び県の対処方針、入間市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の方針等が修正された場合は、その内容を踏まえて適宜見直しを行います。